

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	＜事務全体の概要＞ 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の資格情報の管理、保険料賦課額の算定及び徴収、保険給付、保健事業の実施に関する事務を行う。 ＜特定個人情報ファイルを使用して実施する事務＞ - 国民健康保険法による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 - 国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、被保険者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 - 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 - 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 - 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 - 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 - 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 - 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 ・マイナ保険証利用登録解除申請情報の提供を行う。 ＜公金受取口座登録制度＞ 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会し当該支給を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、情報連携システム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム 等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表の44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第71条、第72条、第73条、第162条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第71条、第72条、第73条、第162条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第71条、第72条、第73条、第162条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所区民部国保年金課庶務係 03-3908-1130
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受けるときは、マイナンバーカードの提示を受ける等して真正性を確保している。 ・マイナンバーが記載された届書等は、施錠可能な場所に厳重に保管し、適切な管理をしている。 ・住民登録外である対象者にマイナンバーをシステム入力する際は、複数人での処理を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事務全体の概要> 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> (略) 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (略) 7. (記載なし) 8. (記載なし)	<事務全体の概要> 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の資格情報の管理、保険料賦課額の算定及び徴収、保険給付、保健事業の実施に関する事務を行う。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> (略) 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (略) 7. 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 8. 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務	事前	
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定	3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 第42、43、44、45項 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第25条各号及び第26条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条各号	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条各号、25条の2各号、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、6号、9号、10号、16号、3条3号、4号、6号、7号、8号、9号、4条、5条4号、5号、6号、7号、8号、8条3号、10条の2第3号、11条の2第3号、12条の3第3号、15条3号、19条、20条8号、25条3号、7号、8号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、55条の2第3号、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、33、39、46、58、88、106項に係る主務省令は未制定	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 氏江 章	国保年金課長 長久保 雄司	事後	
平成29年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年1月31日時点	事後	
平成29年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び 2. 取扱者数	平成29年1月31日時点	平成29年9月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	平成29年9月30日時点	平成30年12月28日時点	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条各号、25条の2各号、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、5号、8号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、25条3号、7号、8号、31条の2第4号、5号、6号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、55条の2第3号、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、33、39、46、58、88、106項に係る主務省令は未制定	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、5号、8号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、25条3号、7号、8号、31条の2第4号、5号、6号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、2号、5号、55条の2、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、46、88項に係る主務省令は未制定	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 長久保 雄司	国保年金課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、情報連携システム	事前	システム更改
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び 2. 取扱者数	平成30年12月28日時点	令和元年8月30日時点	事後	
令和2年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営(略)機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	
令和2年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記を追加	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 (略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 (略)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 (略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 (略)	事後	
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和1年8月30日時点	令和3年8月31日時点	事後	
令和4年10月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和5年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	＜公金受取口座登録制度＞ 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会し当該支給を行う。	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第一 項番101	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第二 項番121	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第一 項番101	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第一 項番30	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第二 項番121	＜公金受取口座登録制度＞ 番号法別表第二 項番42、43、44	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和6年5月27日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番30	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表の44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> 番号法別表 項番44	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、5号、8号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、25条3号、7号、8号、31条の2第4号、5号、6号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、2号、5号、55条の2、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、46、88項に係る主務省令は未制定 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として - 機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度>	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号） 第71条、第72条、第73条、第162条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号） 第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番42、43、44	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号）第二条表 - 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号） - 第71条、第72条、第73条、第162条	事後	法改正による
令和6年9月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び 2. 取扱者数	令和5年8月31日時点	令和6年8月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事務全体の概要> (略) <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 1. ～8. (略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 (以下略)	<事務全体の概要> (略) <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 1. ～8. (略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。 (以下略)	事前	
令和7年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、情報連携システム、医療保険者等向け中間サーバー 等	国民健康保険システム、北区共通基盤システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、情報連携システム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム 等	事前	